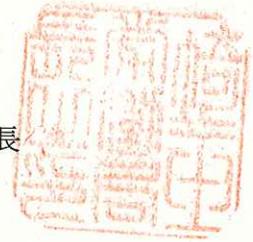


関係団体の長 殿

埼玉労働局長



働く女性の母性健康管理等に関する周知方協力依頼について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の推進に当たりましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

母性健康管理指導事項の内容が医師等から事業主に的確に伝達されるよう、これまで母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の周知等に御協力いただいていたところですが、今般、医学的知見を踏まえた文言適正化や利便性向上等の観点から様式が変更され、令和3年7月1日より、変更後の様式が適用されることとなりましたので、御案内いたします。変更前の様式も引き続き使用可能ですので、申し添えます。

また、職場における母性健康管理を推進するため、厚生労働省において、企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」を開設しています。本サイトにおいては、働く妊産婦のほか不育症でお悩みの方に対応したQ&Aが掲載されております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金については、支給要領が改訂され、引き続き事業主からの支給申請を受け付けております。助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師の指導事項が分かる資料が添付資料として必要とされております。

さらに、当室では、不妊治療を受けている方や、これから受けようとする方からの仕事との両立に係る御相談に対応し、必要に応じ事業主に対し情報提供や助成金活用の働きかけを実施しております。

以上につきまして、別紙のとおり参考資料を添付しますので、貴機関・団体傘下の会員に対する周知に一層の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔問合せ先〕

埼玉労働局雇用環境・均等室 指導担当

住所：さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アックス・タワー 16 階

TEL048-600-6210 FAX048-600-6230

【添付資料】

- ① 母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！（令和3年7月1日適用）
- ② 「女性にやさしい職場づくりナビ」（チラシ）
- ③ 働く女性の母性健康管理のためのQ&A
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金のご案内
- ⑤ 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）をご活用ください
- ⑥ 不妊治療と仕事の両立にお悩みの方は都道府県労働局へご相談ください
- ⑦ 不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内